

# 令和3年度中学校給食共同調理場事業報告

## 1 給食実施概要

給食実施回数 187回  
 対象（生徒及び教職員等） 6,100人  
 給食費 月額5,200円 1食平均310円（概算）  
 年間58,440円（8・9月は6,440円）

## 2 運営委員会

	月 日	内 容
第1回	6/16（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱・任命書の交付（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から席上交付）</li> <li>・令和2年度事業報告及び給食費収支決算報告</li> <li>・令和3年度事業計画（案）</li> </ul>
第2回	11/17（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度一学期の運営状況及び給食費収入支出状況</li> <li>・令和4年度給食実施計画（案）</li> </ul>
第3回	開催中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度二学期の運営状況及び給食費収入支出状況</li> <li>・令和4年度物資納入登録業者指定（案）</li> <li>・令和4年度使用済み食用油売払い契約（案）</li> <li>・中学校給食事務の手引き（令和4年度版）</li> </ul> （新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催中止とし、各議案については委員による書面審査により承認を得た。）

## 3 専門部会

### （献立部会）

期 日	主 な 議 題 等
7月～3月（9回）	3か月先の献立を検討・決定

### （物資部会）

期 日	主 な 議 題 等
7月～3月（9回）	2か月先の物資を検討・決定

### （指導部会）

期 日	主 な 議 題 等
7月～2月（3回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導部会の令和3年度の進め方（案）</li> <li>・小中学校合同研究協議（小・中連携に活用できる ICT 給食・食育指導教材の作成、紹介）</li> <li>・令和4年度の計画（案）</li> <li>・各種情報交換</li> </ul> （第3回は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催中止とし、書面により実施した。）

#### 4 配布資料

##### < 献立表及び盛付け表 >

- ・各月の献立表及び盛付け表を作成し、各中学校へ配布。(献立表は上尾市ホームページに掲載)

##### < 四季のたより >

- ・四季に応じたテーマにより作成・印刷し、各中学校へ配布。

##### < 放送資料 >

- ・各校の毎日の給食時間の際に活用できるよう、食材や献立など給食に関する情報を放送原稿として作成し、各中学校へ配布。

#### 5 食育活動

##### < 食育講座 >

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から給食試食会、調理講習会とも実施せず。

##### < 栄養相談・個別対応 >

- ・相談対応(随時) 食物アレルギーを有する生徒への個別対応、資料提供

##### < 学校との連携 >

- ・食育の授業

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から給食試食会、チャレンジ事業生徒の受け入れ等は実施せず。

- ・施設見学対応(市内中学校)

##### < 地域との連携 >

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施せず。

#### 6 物資

- ・令和3年度の中学校給食納入物資は12業者と契約。

#### 7 給食指導

##### < 食に関する指導の実践 >

- ・随時対応

#### 8 衛生管理

##### < 衛生検査 >

- ・学校薬剤師による定期検査(共同調理場及びサテライトとも各学期に1回ずつ実施。)

- ・共同調理場(栄養教諭・栄養士)によるサテライト(全11校)点検指導

##### < 食材検査 >

- ・小学校と同時に年2回実施(6月・10月)

##### < 細菌検査 >

- ・共同調理場職員 : 年24回実施(毎月2回)

- ・調理業務委託業者 : 年24回実施(毎月2回)

- ・市内中学校管理職 : 年12回(毎月1回)

- ・物資納入業者 : 毎月検査報告書の提出

< ノロウィルス検査 >

- ・調理業務委託業者：10月～2月（月2回）

< 衛生管理講習会 >

- ・株式会社東洋食品衛生部が、従業員に対して社内研修（資料配布）を実施。

9 新1年生への箸セット贈呈事業

- ・対象は新1年生（市外からの転入生を含む）及び教職員（新規採用及び市外からの異動者）  
（配布数 約2,000セット）

10 調理場備品等整備事業

【工事】

工事名称	施工場所
屋上防水及び外壁等改修工事	センター
街路灯照明LED化改修工事	センター
炊飯室床修繕	センター
洗浄室・調理室床修繕	センター
2階廊下天井修繕	センター
各種調理器具等修繕	センター、各中学校サテライト給食室

【備品購入】

備品名称	納入先
球根皮剥機	センター、上平中
給湯器	大石南中、瓦葺中

## 令和3年度 中学校給食費収支決算報告書

〔収入の部〕

(単位:円)

項 目	金 額
繰越金(前年度繰越金)	475,090
給食費	351,371,470
学校(11校分)	345,316,840
委託業者分	5,647,880
職員分	406,750
試食代	52,700
廃油代	448,360
預金利子	68
合 計	352,347,688

〔支出の部〕

(単位:円)

項 目	金 額
食材料費	350,044,835
給食納入組合	79,792,434
県学校給食会	123,755,897
一般業者	146,496,504
手数料	55,616
合 計	350,100,451

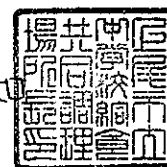
収入済額	352,347,688	円
支出済額	350,100,451	円
差引残高	2,247,237	円

上記のとおり報告します。

令和4年6月8日

上尾市立中学校給食共同調理場所長

小林 正和



<監査意見書>

上尾市中学校給食費について出納簿、預金通帳、証拠書類等に基づき監査した結果、いずれも正確に処理され、本決算は適正であることを認めます。

令和4年6月8日

監査委員 上尾市立原市中学校長

田 紀 生

令和4年6月1日

監査委員 上尾市立東中学校PTA会長

田 中 大

# 令和3年度給食費支払い状況(年間推移・実際)

1日の給食単価(平均) 310円×6,200=1,922,000円  
 1か月の給食費(平均) 1,922,000円×17日=32,674,000円

業者名	4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 上尾市納入組合	3,885,493	6,593,428	5,214,568	3,584,876	9,329,395	8,150,934	9,043,343	8,838,735	8,221,258	9,853,425	7,076,979	79,792,434
2 (公財)県給食会	5,109,957	15,686,470	0	21,274,370	14,836,809	14,106,005	0	12,029,056	11,349,584	9,492,216	19,871,430	123,755,897
3 その他の業者(小計)	12,586,160	16,127,831	16,239,509	9,043,149	19,433,463	15,446,461	16,831,243	10,482,191	8,670,971	12,899,847	8,735,679	146,496,504
丸宮食品(株)	3,619,097	4,128,121	3,420,795	1,705,687	3,127,049	3,725,695	4,423,847	4,422,165	2,389,180	4,016,562	0	34,978,198
新和商事(株)	1,267,368	1,225,149	1,910,206	1,005,662	1,548,752	828,824	995,216	455,375	1,724,777	1,066,946	1,063,038	13,091,313
南山一みそ永嶋商店	389,275	508,149	441,389	491,639	692,630	494,071	651,951	455,375	460,758	563,346	0	5,148,583
(株)ふくしま	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(株)海幸水産	3,211,655	3,339,381	4,042,939	1,847,007	3,648,946	4,877,348	5,185,587	2,738,941	1,795,160	5,062,989	1,543,948	37,293,901
森乳業(株)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東新畜産(株)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の業者												
業者内訳												
(有)比留間商店	1,285,075	1,564,941	2,131,207	1,474,097	3,810,637	409,509	0	0	0	0	0	10,675,466
太平商事(株)	400,330	1,569,511	401,439	278,213	790,796	537,901	802,684	408,438	544,767	412,960	627,032	6,774,071
(株)サノイチ	2,413,360	3,792,579	3,891,534	2,240,844	5,814,653	4,573,113	4,384,886	1,823,820	1,756,329	1,777,044	1,601,058	34,069,220
関東食品(株)埼玉支店※												0
あげおアグリサービス	0	0	0	0	0		387,072	0	0	0	0	387,072
その他(ペルカ)			0									
業者支払い合計①	21,581,610	38,407,729	21,454,077	33,902,395	43,599,667	37,703,400	25,874,586	31,349,982	28,241,813	32,245,488	35,684,088	350,044,835
支出合計(含手数料)	21,587,466	38,412,705	21,459,053	33,907,371	43,604,643	37,708,376	25,879,562	31,354,958	28,246,789	32,250,464	35,689,064	350,100,451
累計(支払額)	21,587,466	60,000,171	81,459,224	115,366,595	158,971,238	196,679,614	222,559,176	253,914,134	282,160,923	314,411,387	350,100,451	

収入合計(含手数料)	30,964,528	31,857,112	30,643,192	28,739,713	43,339,233	31,528,640	31,548,172	31,595,673	30,736,962	31,878,610	29,515,853	352,347,688
累計(収入額)	30,964,528	62,821,640	93,464,832	122,204,545	165,543,778	197,072,418	228,620,590	260,216,263	290,953,225	322,831,835	352,347,688	
残額	9,377,062	2,821,469	12,005,608	6,837,950	6,572,540	392,804	6,061,414	6,302,129	8,792,302	8,420,448	2,247,237	

※収入額は当該月の給食費、試食代、廃油代等の合計金額(4月分のみ前年度繰越金を含む)。⇒実質収入額(振込手数料を除く学校の実質振込額+学校以外の収入すべて)＝「収入・支出状況表」の③と④の合計額

※学校への還付金が発生した月の支出合計額は、業者支払額に還付金額を加えた額となる。  
 ※残額は累計収入額から累計支出額を引いた額。

喫食人数②	85,261	108,162	113,601	69,440	133,764	119,859	114,534	96,964	82,879	103,448	72,678	1,100,590
喫食人数(1回当り)	6,090	6,009	5,979	5,787	6,080	5,993	5,727	6,060	5,920	5,747	5,191	5,866
1食単価(①/②)	304.82	314.34	310.03	289.99	325.94	314.56	330.94	316.31	318.35	335.53	326.47	318.05
給食回数	14	18	19	12	22	20	20	16	14	18	14	187
牛乳給食回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1食単価	320.97	314.82	319.66	311.64	330.65	337.43	339.79	322.74	337.05	338.00	0.00	329.17
給食回数	13	19	17	12	22	19	19	15	16	18	0	170

令和3年度給食費未収金整理簿(集計表) ※令和4年3月分納入時点 (単位:円)

学校名	調定額	納入金額	未収金額	納入率(※1)	未収率(※2)
上尾	45,966,842	45,943,372	23,470	99.9%	0.1%
太平	21,194,490	21,137,220	57,270	99.7%	0.3%
大石	54,746,518	54,746,518	0	100.0%	0.0%
原市	34,793,906	34,644,346	149,560	99.6%	0.4%
上平	32,031,090	32,031,090	0	100.0%	0.0%
西	33,210,719	33,184,719	26,000	99.9%	0.1%
東	39,228,745	39,228,745	0	100.0%	0.0%
大石南	12,378,168	12,367,768	10,400	99.9%	0.1%
瓦葺	22,006,332	22,006,332	0	100.0%	0.0%
南	26,946,854	26,893,614	53,240	99.8%	0.2%
大谷	22,603,296	22,570,856	32,440	99.9%	0.1%
合計	345,106,960	344,754,580	352,380	99.9%	0.1%

※1: 納入率(納入金額÷調定額) ※2: 未収率(未収金額÷調定額)

■令和2年度以前の過年度未収金に対する納入額 ※令和4年3月分納入時点(単位:円)

学校名	H30~R2未収金額 令和3年度4月当初	H30~R2納入額	H30~R2未収金額	H30~R2納入率	H29以前納入額
上尾	0	0	0		0
太平	214,416	185,696	28,720	86.6%	0
大石	67,122	46,322	20,800	69.0%	0
原市	110,272	56,580	53,692	51.3%	0
上平	32,680	32,680	0	100.0%	0
西	166,232	51,832	114,400	31.2%	0
東	0	0	0		0
大石南	24,760	0	24,760	0.0%	0
瓦葺	0	0	0		0
南	198,930	198,930	0	100.0%	0
大谷	0	0	0		0
合計	814,412	572,040	242,372	70.2%	0

※ 令和3年度に納入のあった令和2年度以前の各学校の給食費です。

令和3年度中の全納入額(現年+過年) 未収金整理簿より ※令和4年3月分納入時点

学校名	令和3年度分	平成30~令和2年度	平成29年度以前	合計
上尾	45,943,372	0	0	45,943,372
太平	21,137,220	185,696	0	21,322,916
大石	54,746,518	46,322	0	54,792,840
原市	34,644,346	56,580	0	34,700,926
上平	32,031,090	32,680	0	32,063,770
西	33,184,719	51,832	0	33,236,551
東	39,228,745	0	0	39,228,745
大石南	12,367,768	0	0	12,367,768
瓦葺	22,006,332	0	0	22,006,332
南	26,893,614	198,930	0	27,092,544
大谷	22,570,856	0	0	22,570,856
合計	344,754,580	572,040	0	345,326,620
繰越分*	△ 9,780			345,316,840

※令和2年度に入金があったが、令和3年度の給食費であった。全納入額から繰越した分を減額している。

## 令和4年度中学校給食共同調理場事業実施計画（案）

### 1 給食実施概要

給食実施回数	184回
対象（生徒及び教職員等）	6,100人
給食費	月額5,200円 1食平均310円（概算） 年間58,440円（8・9月は6,440円）

### 2 運営委員会

	月 日	内 容
第1回	6/13（月）	・委嘱・任命書の交付 ・令和3年度事業報告及び給食費収支決算報告 ・令和4年度事業実施計画（案）
第2回	11/17（木） （予定）	・令和4年度一学期の運営状況及び給食費収入支出状況 ・令和5年度給食実施計画（案）
第3回	2/14（火） （予定）	・令和4年度二学期の運営状況及び給食費収入支出状況 ・令和5年度物資納入登録業者指定（案） ・令和5年度使用済み食用油売払い契約（案）

### 3 専門部会

#### （献立部会）

期 日	主 な 議 題 等
7月～3月（9回）	3か月先の献立を検討・決定

#### （物資部会）

期 日	主 な 議 題 等
7月～3月（9回）	2か月先の物資を検討・決定

#### （指導部会）

期 日	主 な 議 題 等
7月～2月（5回）	・指導部会の令和4年度の進め方（案） ・令和5年度の計画（案） ・各種情報交換

### 4 物資

- ・令和4年度の中学校給食納入物資は11業者と契約。

### 5 衛生管理

#### <衛生検査>

- ・学校薬剤師による定期検査（共同調理場及び各サテライトとも各学期に1回ずつ実施。）

< 食材検査 >

- ・ 小学校と同時に年 2 回実施 ( 6 月・ 1 1 月 )

< 細菌検査 >

- ・ 共同調理場職員 : 年 2 4 回実施 ( 毎月 2 回 )
- ・ 調理業務委託業者 : 年 2 4 回実施 ( 毎月 2 回 )
- ・ 市内中学校管理職 : 年 1 2 回実施 ( 毎月 1 回 )
- ・ 物資納入業者 : 毎月検査報告書の提出

< ノロウィルス検査 >

- ・ 調理業務委託業者 / 1 0 月 ~ 2 月 ( 月 2 回 )

6 新 1 年生への箸セット贈呈事業

- ・ 対象は新 1 年生 ( 市外からの転入生を含む ) 及び教職員 ( 新規採用及び市外からの異動者 )  
( 配布数 約 2,000 セット )

7 調理場備品等整備事業

【工事】

工事名称	施工場所
調理室等 LED 化改修工事	センター
1 階男子トイレ改修工事	センター

【備品購入】

備品名称	設置場所
二重食缶	センター
揚物機	センター
消毒保管機	センター、太平中、大石中、原市中、上平中
三槽シンク	西中、東中、大谷中
牛乳保冷庫	上尾中、大石南中、瓦葺中、南中
冷蔵庫	上尾中、太平中



## 令和4年度上尾市立中学校給食共同調理場食育活動計画

### 【活動テーマ】 健康な体づくりについて考えよう

決定の経緯：

昨年度、毎日健康に生活するために、食事の内容を考えて摂ることが大切であるため、「体によい食事について考えよう」のテーマで活動を行った。

今年度は、成長期である中学生の時期に、食事の内容を考え食べすることは、充実した学校生活を送り、生徒の現在だけでなく生涯を健康に過ごすためにとても重要であることから、「健康な体づくりについて考えよう」のテーマを設定した。

「健康な体づくりについて考えよう」ということを次のように考える。

生涯の健康の基礎となる体づくりのために、必要な食品や栄養素について理解を深める。

将来の健康を支える理想の食事となるように、様々な食品を摂り入れて食べることの大切さを理解させる。

### 【具体的な取組】

\* 指導部会、献立部会、物資部会と連携して進める。

#### 1 献立作成

献立作成の意図を明確にし、教室での指導に結び付けることができるようにする。

料理レシピを見直し、より魅力のある献立作りをする。

小中合同献立を実施するなど、小学校と連携して給食指導をする。

#### 2 食育活動

##### (1) 掲示資料作成・全校への配布

配布時期	内 容	留意点
4月	上尾の給食ができるまで	* 毎年4月に掲示依頼。掲示物の傷みがみられる学校のみ、作成・配布。
6月	塩分	* 食品に含まれる栄養素などに、興味関心を持ち、日々の食事にいかす。
10月	食物繊維	
1月	ビタミン	

##### (2) 啓発資料配布

###### 四季の食事発行

	発行月	主なテーマ、内容	配 布
春号	4月	中学生の栄養と食事 (上尾市の中学校給食の紹介)	市内中学生の 全家庭と教職員
夏号	7月	塩分	
秋号	10~11月中	食物繊維	
冬号	1~2月中	ビタミン	

新入生保護者説明会資料「中学校の給食」配布(1月中旬：市内全校)

(3) 食育講座

給食試食会

対象	実施日	講義・献立	募集定員
市内在住者(次年度入学 予定生徒保護者優先)	3月予定	講 義：中学生の食生活と 学校給食の役割 献 立：未定	25人

調理講習会

新型コロナウイルス感染防止のため中止

3 栄養相談・個別対応

食物アレルギーを有する生徒等の対応と保護者との連携...随時対応

4 学校・PTA との連携(各校からの依頼)

(1) 食育授業

- ・1学年を対象に、全中学校でTTによる授業「中学校給食について知ろう」を実施  
(H26年度より毎年実施)
- ・他学年、他内容での実施
- ・特別支援学級での実施

(2) 給食残食量調査

(3) 学校主催行事への参加(講演等)

- ・給食試食会
- ・学校保健委員会

(4) 「社会体験チャレンジ事業」(今年度は中止)

(5) 小中学校初任者研修

## 令和4年度中学校給食物資納入登録業者名簿

	業 者 名	郵便番号	住 所	電 話	F A X	代 表 者	担 当
1	上尾学校給食納入協同組合	362-8703	上尾市二ツ宮 750 (上尾商工会議所内)	773-3111	775-9090	高橋 知宏	佐藤 加藤 松原
2	(公財)埼玉県学校給食会	364-0011	北本市朝日 2-288	048 592-2115	048 592-2496	塩野谷孝志	野田
3	(株)海幸水産	338-0837	さいたま市桜区 田島 1-2-1	048 862-1254	048 866-2343	深井 勇哉	菅野
4	丸宮食品(株)	337-0004	さいたま市見沼区 卸町 1-37	048 686-7870	048 684-2336	永嶋 良一	小川
5	新和商事(株)	339-0073	さいたま市岩槻区 上野 6-12-17	048 794-9605	048 795-3277	早坂 浩	早坂
6	森乳業(株)	361-8539	行田市富士見町 1-3-2	048 554-4139	048 554-4177	槇島廣太郎	池田
7	(株)サイレイ	362-0032	上尾市日の出 2-1-2	771-5161	773-4070	友光 泰美	栗林
8	(有)山一みそ永嶋商店	362-0059	上尾市平方 3591-44	725-2005	726-3783	永嶋 貴浩	永嶋
9	東新畜産(株)	173-0036	東京都板橋区向原 3-9-7	03 3972-4129	03 3972-4370	小林 公人	喜多
10	農事組合法人あげおアグリ サービス	362-0059	上尾市平方 1677-1	725-5000	725-5134	今川 修一	今川
11	(株)ふくしま	350-1126	川越市旭町 2-21-26	049 242-1694	049 242-1608	福島 毅春	南

## 令和4年度中学校給食物資納入登録業者納入品目

業 者 名	希 望 納 入 品
1 上尾学校給食納入協同組合	食肉類 青果類 油脂類
2 (公財)埼玉県学校給食会	雑穀穀粉類 食肉類 調味料 缶詰類 水産加工品 青果類 油脂類 ジャム類 乾物類 デザート
3 (株)海幸水産	雑穀穀粉類 食肉類 調味料 缶詰類 水産加工品 鮮魚類 青果類 油脂類 乾物類 デザート
4 丸宮食品(株)	雑穀穀粉類 食肉類 調味料 缶詰類 水産加工品 鮮魚類 青果類 油脂類 ジャム類 乾物類 デザート 冷凍加工品・パン類等給食物資 全般
5 新和商事(株)	雑穀穀粉類 食肉類 調味料 缶詰類 水産加工品 鮮魚類 青果類 油脂類 ジャム類 乾物類 デザート
6 森乳業(株)	デザート 乳飲料 果汁飲料
7 (株)サイレイ	雑穀穀粉類 食肉類 調味料 缶詰類 水産加工品 鮮魚類 青果類 油脂類 ジャム類 乾物類 デザート 給食関連物資(カップ等)
8 (有)山一みそ永嶋商店	雑穀穀粉類 調味料 缶詰類 油脂類 乾物類 給食関連物資(包装資 材)
9 東新畜産(株)	食肉類
10 農事組合法人あげおアグリサービス	雑穀穀粉類
11 (株)ふくしま	雑穀穀粉類 食肉類 調味料 缶詰類 水産加工品 鮮魚類 青果類 油脂類 ジャム類 乾物類

上尾市立中学校給食共同調理場条例

〔平成4年12月24日〕  
〔条例第35号〕

(設置)

第1条 上尾市立中学校の学校給食に係る調理業務等処理するため、上尾市立中学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)を上尾市大字上尾村476番地1に設置する。

(業務)

第2条 共同調理場は、学校給食の調理及び運搬その他学校給食に必要な業務を行う。

(職員)

第3条 共同調理場に所長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第4条 共同調理場の運営に関する重要な事項を調査審議するため、上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の委員は、12人以内とし、教育委員会がこれを委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成5年3月31日までの間に委嘱又は任命された運営委員会の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成8年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

上尾市立中学校給食共同調理場管理規則

平成 4 年 12 月 28 日

教委規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上尾市立中学校給食共同調理場条例（平成 4 年上尾市条例第 3 5 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、上尾市立中学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

第 3 条及び第 4 条 削除

(給食実施回数)

第 5 条 共同調理場の行う給食は、年間を通じて原則として毎週 5 回を授業日の昼食時に実施するものとする。

(学校給食費の納入)

第 6 条 学校給食費は、学校長が取りまとめ、上尾市教育委員会が指定する日までに前月分を請求書により共同調理場に納入するものとする。

(学校給食費の還付)

第 7 条 学校給食費の還付を必要とするときは、学校長は、理由を付し共同調理場に請求するものとする。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年教委規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年教委規則第 5 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年教委規則第 2 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年教委規則第 3 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

## 上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会規則

平成4年12月28日  
教委規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市立中学校給食共同調理場条例(平成4年上尾市条例第35号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会(以下「運営委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 年間事業計画に関すること。
- (2) 学校給食費に関すること。
- (3) その他運営上必要と認めること。

(委員の委嘱等)

第3条 条例第4条第2項の規定による運営委員会の委員の委嘱又は任命は、次に掲げる者のうちから、これを行う。

- (1) 市立中学校(以下「中学校」という。)の校長
- (2) 中学校PTA会長
- (3) 中学校給食主任
- (4) 中学校の学校医
- (5) 中学校の学校薬剤師
- (6) 保健所職員

(会長及び副会長)

第4条 運営委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は前条第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、副会長は委員のうちから、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会の会議は、年3回定例に開催する。ただし、会長が必要であると認めるときは、臨時に開催することができる。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、上尾市立中学校給食共同調理場において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

## 上尾市立中学校給食専門部会設置要綱

平成4年12月28日  
教育長決裁

### (設置)

第1条 中学校給食を円滑に運営し、及び推進するため専門部会として献立部会、物資部会及び指導部会を設置する。

### (所掌事務)

第2条 専門部会の所掌事務は、次の各号に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 献立部会 献立作成並びに新献立及び新製品の研究に関すること。
- (2) 物資部会 物資の納入業者の選定並びに物資の選定及び購入に関すること。
- (3) 指導部会 給食指導及び学校給食の調査研究に関すること。

### (組織)

第3条 専門部会の委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

#### (1) 献立部会

中学校長(1人)、中学校教頭(1人)、中学校給食主任(3人)、中学校PTA代表(2人)、中学校栄養職員(2人)

#### (2) 物資部会

中学校長(1人)、中学校教頭(1人)、中学校給食主任(3人)、中学校PTA代表(2人)、中学校栄養職員(2人)

#### (3) 指導部会

中学校長(1人)、中学校教頭(1人)、中学校給食主任(11人)、中学校栄養職員(2人)

### (任期)

第4条 専門部会委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部会長及び副部会長)

第5条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、中学校長の委員を充て、副部会長は、中学校教頭の委員を充てる。

### (会議)

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

### (庶務)

第7条 専門部会の庶務は、上尾市立中学校給食共同調理場において処理をする。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。



附 則

- 1 この要綱は、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から平成 5 年 3 月 31 日までの間に委嘱又は任命された専門部会の委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 6 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 11 年 3 月 29 日教育長決裁）

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。